

多賀町物品関係入札参加停止基準

多賀町物品関係入札参加停止基準（平成29年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、物品の買入れ契約等に係る業者の入札参加停止の措置の適正かつ統一的な処理を行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）業者多賀町入札参加有資格者名簿に掲載された事業者をいう。
- （2）物品の買入れ契約等物品の買入れもしくは売払いもしくは物品の製造もしくは修繕の請負の契約または役務の提供に係る契約（建設工事または庁舎維持管理に係るものを除く。）をいう。
- （3）課多賀町課設置条例（昭和47年3月13日条例第5号）第2条および多賀町会計室の設置に関する規則（平成19年1月15日規則第4号）第1条ならびに多賀町教育委員会事務局組織規則（平成12年2月14日教委規則第1号）第2条に規定する課、室をいう。

（入札参加停止）

第3条 町長は、業者が別表第1および別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該業者について入札参加停止を行うものとする。

2 町長が入札参加停止を行ったときは、契約担当者（滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第2条第8号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、物品の買入れ契約等のための相手方の選定に際し、当該入札参加停止に係る業者を入札に参加させ、または指名してはならない。当該入札参加停止に係る業者を現に入札に参加させ、または指名しているときは、当該入札参加資格または指名を取り消すものとする。

3 町長は、入札参加停止の決定を行う上で必要があると認めるときは、あらかじめ入札参加停止をしようとする業者または関係者から事情を聴くことができる。

4 課長は、当該課が発注する契約について、業者が別表各号に規定する入札参加停止の事由に該当するに至ったときは、速やかに企画課長に報告しなければならない。

（下請負人等および共同企業体の構成員に関する入札参加停止）

第4条 町長は、前条第1項の規定による入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき下請負人または再委託先があることが明らかになったときは、当該業者についても、元請負人または受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状

に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

- 2 町長は、共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員である業者（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該各号に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止期間の特例）

第5条 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期および長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期および長期とする。

- 2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1各号または別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号または別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第3号までまたは第4号から第12号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号までまたは第4号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 町長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号および前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定めることが適当と認めるときは、入札参加停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

- 4 町長は、業者について、極めて悪質な事由があるためまたは極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号および第1項の規定による長期を越える入札参加停止の期間を定めることが適当と認めるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超えるときは36か月）まで延長することができる。

- 5 町長は、入札参加停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項および次条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

- 6 町長は、別表第2第12号の措置要件に係る当初の入札参加停止期間が満了した業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができる。

- 7 町長は、入札参加停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明ら

かとなったと認めるときは、当該業者について入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第6条 町長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を入札参加停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、または県の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合において、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第9号、第11号または第12号に該当したとき。それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは、2.5倍）の期間

(2) 別表第2第4号から第12号までに該当する業者（その役員または使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決もしくは確定した排除措置命令もしくは課徴金納付命令または公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）もしくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反または公契約関係競売等妨害もしくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する業者にあつては、2.5倍）の期間

(3) 別表第2第4号から第6号までまたは第12号に該当する業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があつたとき（前2号に掲げる場合を除く。）。それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する業者にあつては、2.5倍）の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合関与行為があり、またはあつたことが明らかになった場合において、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までまたは第12号に該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。それぞれ当該各号に定める短期に1か月（別表第2第12号に該当する業者にあつては、1.5か月）を加算した期間

(5) 県または他の公共機関の職員が、公契約関係競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第12号に該当する業者に悪質な事由があるとき。（第1号または第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期

に1か月（別表第2第12号に該当する業者にあつては、1.5か月）を加算した期間

（入札参加停止の審査等）

第7条 町長は、第3条第1項もしくは第4条各項の規定により入札参加停止を行い、または第5条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更しようとするときは、物品買入れ等業者選定審査会（以下「審査会」という。）の審査を経なければならない。

2 町長は、第5条第7項の規定により入札参加停止を解除したときは、審査会に報告するものとする。

3 町長は、別表第2第13号から第17号までに掲げる措置要件を事由として入札参加停止を行おうとするときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第8条 町長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

（入札参加停止の承継）

第9条 入札参加停止の期間中の業者から入札参加資格に係る業務を承継する者は、入札参加停止措置も承継するものとする。

（入札参加停止の通知等）

第10条 町長は、第3条第1項もしくは第4条各項の規定により入札参加停止を行ったときは、様式第2号により当該業者に、様式第3号により課または地方機関の長に通知するとともに、概要を公表するものとする。

2 町長は、第5条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、または同条第7項の規定により入札参加停止を解除したときは、様式第4号により当該業者に、様式第5号により課または地方機関の長に通知するとともに、概要を公表するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

（下請負等の禁止）

第12条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の業者に、物品の買入れ契約等の全部または一部を下請負させ、または再委託することを承認してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(苦情申立て)

第13条 第3条第1項もしくは第4条各項の規定による入札参加停止または第8条の規定により警告または注意の喚起（以下「警告等」という。）の措置を受けた者は、当該措置について、町長に対して書面（次項および次条第4項において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号または名称ならびに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨および理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 入札参加停止当該入札参加停止の期間内
- (2) 警告等当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答等)

第14条 町長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（多賀町の休日を定める条例（平成元年多賀町条例第20号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

3 町長は、前条第3項に規定する申立期間を経過したとき、またはその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

4 町長は、第1項の回答をしたときは、申立書面および同項の書面の内容を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第15条 前条第1項の回答に不服がある者は、町長に対して書面により再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 入札参加停止 当該入札参加停止期の期間内（前項第1項の回答をした日の翌日から当該入札参加停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答をした日の翌日から起算して2週間以内）
- (2) 警告等 前条第1項の回答をした日の翌日から起算して2週間以内

3 町長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに多賀町入札監視委員会に諮問するも

のとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第16条 町長は、再苦情申立てを行った者に対し、多賀町入札監視委員会の答申を踏まえ、答申を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨およびこれに伴い町長が講じようとしている措置の概要

(2) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨および理由

3 町長は、前条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

4 町長は、第1項の回答をしたときは、申立書面および同項の書面を速やかに公表するものとする。

(その他)

第17条 この基準に定める入札参加停止に関する事務は、企画課で所掌する。

2 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、多賀町契約審査会において別に定める。

付 則

1 この基準は、令和4年8月〇日から施行する。

2 この基準の施行日前に発生した行為に対する入札参加停止の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1第1号から第4号までおよび第6号の規定は、この基準の施行日以後に公告した町発注の物品の買入れ契約等に適用し、同日前に公告した町発注の物品の買入れ契約等については、なお従前の例による。

別表第1 契約違反等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(粗雑履行等) 1 町発注の物品の買入れ契約等の履行に当たり、故意または過失により、仕様書どおりの履行をしなかったとき。ただし、その程度が軽微であるときを除く。 2 町発注の物品の買入れ契約等の履行に当たり、故意または過失により、履行を粗雑にしたとき。ただし、その程度が軽微であるときを除く。	9ヶ月以下 9ヶ月以下
(契約不履行等) 3 町発注の物品の買入れ契約等の履行に当たり、前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。 (2) 3カ月以上の履行遅滞があったとき。 (3) 2カ月以上、3カ月未満の履行遅滞があったとき。 (4) 1カ月以上、2カ月未満の履行遅滞があったとき。 (5) 1カ月未満の履行遅滞があったとき。	9ヶ月以下 6ヶ月以下 3ヶ月 2ヶ月 1ヶ月
(その他) 4 町発注の物品の買入れ契約等の履行に当たり、業務管理が不良で指摘しても改善しないとき。 5 町発注の物品の買入れ契約等の入札等で落札したにもかかわらず契約を締結しないとき。	9ヶ月以下 3ヶ月

別表第2 不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄等) 1 業者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄罪または公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12 年法律第130 号）違反の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。 ア 町の職員 イ 県内の他の公共機関の職員 ウ 近畿府県および隣接県内の他の公共機関の職員 エ 近畿府県および隣接県以外の他の公共機関の職員	2 4 ヶ月 1 8 ヶ月 1 2 ヶ月 6 ヶ月
(独占禁止法違反行為) 2 業者が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第54 号。以下「独占禁止法」という。）第3 条または第8 条第1 項第1 号に違反し、物品の買入れ契約等の相手方として不適当であると認められるとき (1)逮捕され、または公正取引委員会から告発されたとき。 ア 町発注の場合 イ 県内の他の公共機関の場合 ウ 近畿府県および隣接県内の他の公共機関の場合 エ 近畿府県および隣接県以外の他の公共機関の場合 (2)公正取引委員会から排除措置命令または課徴金納付命令を受けたとき。 ア 町発注の場合 イ 県内の他の公共機関の場合 ウ 近畿府県および隣接県内の他の公共機関の場合 エ 近畿府県および隣接県以外の他の公共機関の場合	1 2 ヶ月 9 ヶ月 6 ヶ月 3 ヶ月 9 ヶ月 6 ヶ月 3 ヶ月 2 ヶ月

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売入札妨害または談合) 3 業者等が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、公契約関係競売入札妨害または談合の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき ア 町発注の場合 イ 県内の他の公共機関の場合 ウ 近畿府県および隣接県内の他の公共機関の場合 エ 近畿府県および隣接県以外の他の公共機関の場合 (暴力団等) 4 業者、業者の役員等または業者の経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団または暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。 5 業者、業者の役員等または業者の経営に実質的に関与している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。 6 業者、業者の役員等または業者の経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。 7 業者、業者の役員等または業者の経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 8 業者、業者の役員等または業者の経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員または前記5から7までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。	24ヶ月 18ヶ月 12ヶ月 6ヶ月 12ヶ月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 6ヶ月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 6ヶ月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 3ヶ月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 2ヶ月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで

(不正または不誠実な行為) 9 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる不正または不誠実な行為をし、物品の買入れ契約等の相手方として不適当であると認められるとき。 (1)町発注の物品の買入れ契約等、同価入札においてくじ引きに応じないとき (2)町発注の物品の買入れ契約等に関し、入札執行者の指示に従わないとき。 (3)町発注の物品の買入れ契約等に関し、連合したと認められるとき。 (4)町発注の物品の買入れ契約等に関し、契約締結、契約履行を妨害したとき。 (5)町発注の物品の買入れ契約等に関し、資格制限に該当した者を、使用人として使用したとき。 (6)業者またはその役員、その他相当の責任の地位にある者が、物品の買入れ契約等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検または起訴されたとき。 (7)業者の使用人が、物品の買入れ契約等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検または起訴されたとき。 (8)業者が、業務に関し、脱税行為により、逮捕、書類送検または起訴されたとき。 (9)業者が滋賀県内において行った行為等において、この基準において他に掲げる場合を除き、業務関連法令、労働者使用関連法令および環境保全関連法令に重大な違反をし、処分されたとき。 (10)業者または業者の役員が禁固刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により、逮捕、書類送検もしくは起訴され、または、禁固刑以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。 (11)業者または業者の役員が公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に基づき逮捕、書類送検または起訴されたとき (その他) 10 業者等に重大な反社会的行為があると認められるとき、その他これに類する事由により物品の買入れ契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	2ヶ月 2ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 9ヶ月 6ヶ月 3ヶ月 2ヶ月 3ヶ月 1ヶ月 24ヶ月以下
--	--

用語の定義

- 1 「業者等」とは、業者または業者の役員もしくは、その使用人をいう。
 - 2 「業者の役員等」とは、法人の場合は、登記事項証明書に登載されている全ての役員および代表者から県との取引上の一切の権限を委任されている代理人をいう。
個人の場合は、代表者から県との取引上の一切の権限を委任されている代理人をいう。
 - 3 「使用人」とは、業者の使用人をいう
 - 4 「近畿府県および隣接県内」とは、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、岐阜県および三重県をいう。
 - 5 「他の公共機関」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公団等（贈賄罪が成立するすべての機関）をいう。
- ※ 第6条の入札参加停止期間の特例により1ヶ月を2分の1とする場合の日数は、
15日とする。